

障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い

1 対象

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく施設または事業所（以下「事業者」という。）

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、事業者を指定する県または市町および事故にあった利用者の支給決定市町等（以下「県等」という。）へ速やかに報告してください。

報告事項区分	留意事項
① 利用者の怪我または死亡	<p>ア 怪我については、サービス提供（送迎、行事および通院の付添いを含む）時に発生したものを対象とします。</p> <p>また、怪我の程度については、原則として外部の医療機関での受診を必要としたもの（外傷により歯科受診を必要としたものを含む）であり、長期入院（2週間以上）も対象とします。</p> <p>イ 怪我の程度にかかわらず、怪我により利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合も報告してください。</p> <p>ウ 死亡については、医療機関に長期入院した後に病死した場合を除く全てを対象とします。</p> <p>エ 怪我または死亡の原因については、自傷行為および他者からの故意または過失による加害行為を含みます。</p>
② 食中毒または感染症の発生	<p>・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、その他の感染症が発生した以下の場合とする。</p> <p>ア 同一の食中毒もしくは感染症（それらによると疑われる場合も含む）による死亡者または重篤な患者が、1週間以内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の有症者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ 通常の発生動向を上回る食中毒または感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合</p>
③ 無断外出により警察に行方不明者届をしたもの	サービス提供中に行方不明、無断外出による長期不在になった時点で、連絡をお願いします。
④ 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生	（例：業務上横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故 等）
⑤ その他、報告が必要と認められる事故の発生	（例：利用者等の保有する財産を滅失させた場合、火災の発生 等）

3 報告の方法

- ①初期対応後、第一報の連絡が可能になった時点で、**福井県障がい福祉課(0776-20-0339)**に事故の概要を連絡する。
- ②事故への対応を終えた後、速やかに再発防止への取組等を検討の上、事故報告書（別紙様式）を提出する。
- ③事故報告書の提出後に、記載漏れまたは記載誤りの発見、新たな事実の判明、不測の事態の発生等があった場合は、速やかにその内容を電話で連絡する。

4 報告先

- ①怪我等をした利用者の支給決定市町
- ②事業者を指定する県または市町
- ③事業所が所在する市町